

佐賀県公安委員会告示第三号

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として次の法人を指定した。

平成二十四年十一月十六日

佐賀県公安委員会

委員長 内 田 健

一 名称

特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

二 住所

佐賀市八丁畷町一番二十号

三 代表者の氏名

藤林 武史

四 援助事業を行う事務所の名称

特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS

五 援助事業を行う事務所の所在地

佐賀市八丁畷町一番二十号

六 援助事業に係る犯罪被害等

法第二条第四項に規定する犯罪被害等

七 指定年月日

平成二十四年十一月十六日